

- ⑤ 使用薬剤 [アンモニア又は尿素]
- ⑥ 触媒 形状[], 充填量[]m³
- ⑦ 材質 ケーシング[], 板厚[]mm

4) 付属品

- ① 脱硝反応塔
- ② 薬剤貯留サイロ
- ③ 薬剤供給装置
- ④ ガス漏れ検知器
- ⑤ 排ガス再加熱器 (必要に応じて)
- ⑥ その他必要なもの

5) 特記事項

- ① 薬剤注入率は、最適な効率が図れるようにすること。
- ② アンモニアラインには安全弁、放出管等からの放出ガスは除害装置にて吸収させ、漏えいガスの拡散を防ぐ対策を講ずること。
- ③ 煙突における未反応アンモニアガスの濃度は5 ppm 未満に抑えること。
- ④ ガス漏れ検知のための検知器を設置すること。
- ⑤ 本装置の触媒は、ダイオキシン類分解効果を有するものを選択すること。
- ⑥ 触媒の交換が容易に行えるようにすること。
- ⑦ 薬剤貯留サイロの貯留量は、基準ごみ時の使用量の7日分以上とすること。
- ⑧ 薬剤貯留サイロはタンクローリー車の受入れが容易に行える位置に設け、受入口付近に液面上限警報を設置すること。
- ⑨ アンモニア水受入配管部分の残存液を、少なくなるように考慮すること。
- ⑩ アンモニア水の直接噴霧は不可とする。
- ⑪ 本設備は、ダイオキシン類除去対策を兼ねてもよいこととする。
- ⑫ 薬剤貯留槽は、無触媒脱硝設備の特記事項及び下記アンモニア関係に記載した事項の設備を設置すること。
- ⑬ 装置の性能は、所定の基準値に対し余裕をもって保証性能を達成できるものとする。
- ⑭ 緊急停止を含む設備の停止にあたって、触媒部分に未燃ガス等の残留が起きないよう十分に考慮したシステム構成及び構造の設備であること。
- ⑮ 触媒の劣化による交換所要期間を明示すること。触媒の劣化による交換の作業性を十分配慮した計画とすること。
- ⑯ アンモニア関係
 - ア. アンモニアガスを直接大気に放出しない構造とすること。
 - イ. 緊急遮断弁等の安全対策は、アンモニアガス漏洩検知と連動して作動するものとする。また、漏えい等の警報を中央制御室等で確認できるようにすること。
 - ウ. アンモニアが漏えいした場合及び装置の補修、整備の必要から内容物を排出する場合のいずれも、揮発による作業環境悪化を防止すること。
 - エ. 薬剤配管は勾配を設け、停止の際に配管中に薬剤が残存しない構造とすること。